

令和6年3月7日
北九州市企画調整局

報道機関各位

国家戦略特区・区域計画の認定申請を行います 〈 海外大学卒業留学生の就職活動継続に関する在留資格の特例 〉

北九州市は、3月8日（金）に開催される国家戦略特別区域会議において、新たな区域計画の認定申請を行いますので、お知らせします。

1 区域会議開催概要

- （1）日時 令和6年3月8日（金）14時30分～15時
- （2）場所 北九州市役所本庁5階 プレゼンルーム ※オンライン会議（非公開）
（北九州市小倉北区域内1番1号）

2 北九州市提出案件 ※詳細は別紙のとおり

区域計画の認定申請（特区メニューの活用：1件）

海外大学卒業留学生の就職活動継続に関する在留資格の特例

北九州市提案実現・全国初活用予定

（1）概要

北九州市から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生で、さらに一定の要件を満たしていると確認された者については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

（2）実施時期 区域計画認定後直ちに実施

※会議終了後、取材をお受けしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

企画調整局企画課

担当：泊（課長）、北尾（係長）

電話：093-582-2904

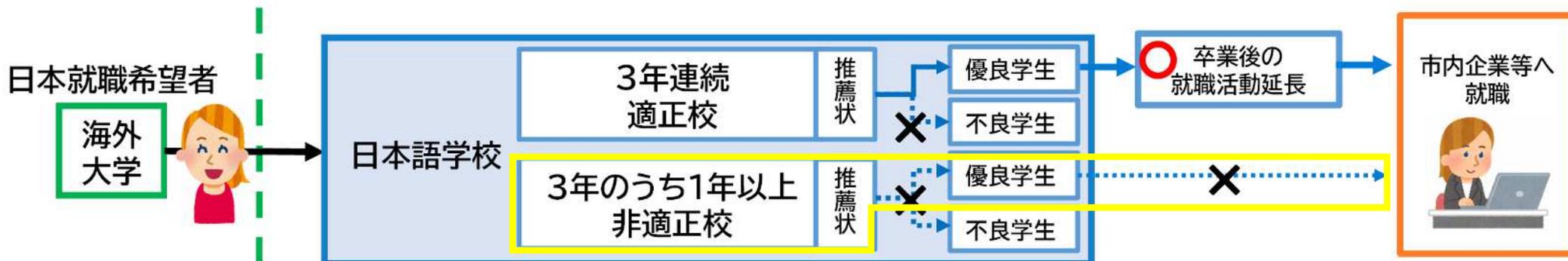
福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和6（2024）年3月8日

北九州市

課題

- 大学・専門学校では、「適正校」の選定に関わらず、学校が推薦する優良学生は、卒業後の就職活動延長が認められる。
- 日本語教育機関在籍の留学生は、「在籍校が直近3年連続適正校に選定」という要件が課せられており、1年でも非適正校となった場合、優良学生であっても、卒業後の就職活動延長が認められない。



実現した規制改革提案

直近3年連続適正校でない場合でも、「卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与」することを要件に、卒業後の就職活動継続を可能とする。

<要件(抜粋)>

- ①: 就職活動実施のための在留資格「特定活動」を申請時に、適正校に認定されている学校
- ②: ①の日本語学校が推薦し、北九州市の審査を受け優良と認められた学生



日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加や、留学生の市内企業等への就職率向上を図る。